# ミネベアグループグリーン調達管理要領

## EM10507 第5版

初 版 :2004年 07月 12日

第5版 :2015年 06月 01日 発行

:2015年 07月 01日 施行

**ミネベア株式会社**

## 目 次



**ミネベアグループグリーン調達管理要領　附属書**

附属書 Ⅰ 使用禁止化学物質
附属書 Ⅱ 顧客要求使用禁止化学物質
附属書 Ⅲ 情報提供化学物質
附属書 Ⅳ 包装･梱包材中の重金属規制

**附属資料**

資料 1. 適用除外 RoHS ANNEX Ⅲ、Ⅳ、ELV ANNEX Ⅱ
資料 2. 禁止化学物質と主な法規制
資料 3. 化学物質詳細リスト

**附属書式**

書式 1. 使用禁止化学物質不使用証明書(不使用証明書リスト付き)
書式 2. 環境負荷化学物質含有調査表
書式 3. コンポーネントシート
書式 4. 分析結果報告書(分析フローチャート記載例付き)
書式 5. REACH 規則 SVHC 調査表

**個別要求書**

個別要求書(書式と要求書A～E付き)

## 序文

### 01. ミネベアグループグリーン調達管理要領の位置付け

ミネベアグループグリーン調達管理要領（以下、管理要領という）は、ミネベアグループの製品中に禁止されている化学物質が含有しない事を明らかにするため、購入する部品等に含有してはならない化学物質、製造工程に使用して部品等に含有させてはならない化学物質、情報伝達が必要な化学物質、およびの管理・運用方法について定め、取引先様および社内に周知すべく発行致します。

### 02. 基本方針

(1) 管理要領で定める禁止化学物質

製品への含有を禁止・制限する、各国の法規制、および弊社顧客の禁止・制限化学物質、その他の要求を満足することを基本として作成しておりますが、これら要求を全て網羅しているわけではありません。

(2) 製品含有化学物質管理

お取引先様より購入する部品等は、適切な製品含有化学物質管理のもとで生産されていることを基本と致します。

製品含有化学物質管理方法として以下のマネジメントシステムを推奨しています。

- 製品含有化学物質管理マネジメントシステム（JIS Z 7201 製品含有化学物質管理 －原則及び指針等）
- 品質マネジメントシステム（ISO9001 等）
- 環境マネジメントシステム（ISO14001）

### 03. 運用方針

基本的な運用については以下の様に運用いたします。

(1) 部品等に含有する化学物質の管理、弊社製品の法令遵守、顧客要求の確保は、取引先様から提出して頂く資料により行います。

(2) ミネベアが使用する部品等、およびミネベア製品に法規制により禁止・制限されている化学物質、弊社顧客の禁止・制限物質が使用され含有(混入を含む)する事は認めません。

また、規制値が定められている場合は、不純物の様な非意図的な含有であっても、規制値未満でなければなりません。

(3) 取引先様の製造工程で使用している化学物質で、製品中に含有しない事が明らかであっても使用禁止をお願いする場合があります。

(4) 生命・安全に直接関連する分野、代替技術が無いもの、および信頼性に問題が生じる場合は、弊社が指定したものに限り、この管理要領の適用対象外とします。

(5) 弊社が規制値を定める場合は、自然界に存在し定量的測定が可能な物質、および不純物濃度の管理が必要な物質について、測定器の検出限界および誤差等を考慮してミネベア規制値を設定します。

(6) REACH 規則 SVHC 等の情報伝達は、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）の、JAMP MSDSplus、JAMP AIS 書式の手法を基本とし JAMP 書式の他、取引先様書式、弊社書式により行います。

## 1. 目的

この管理要領はミネベアグループが調達する原材料、部品、部材、包装・梱包材料、副資材等に含有する化学物質について、「使用禁止化学物質」、「情報伝達」、「取引先様への調査依頼」および「運用」を明確にし、法規制および顧客要求を遵守することを目的とします。

## 2. 適用範囲

ミネベアグループが調達し弊社製品に組み込まれる部品・材料等(以下、部品等という)に含有・付着するものとします。

### 2-1. 部品等への適用範囲

(1) 原材料(鋼材、樹脂ペレットなど)および原材料の加工品
(2) 部品・部材(電気・電子部品、機構部品、半導体デバイス、プリント配線板など)
(3) 包装・梱包材料(ミネベアグループおよびミネベアグループの製造委託会社が調達するものに限る)
(4) アクセサリー・付属品・サービス部品および取扱説明書
(5) 副資材(粘着テープ、はんだ材料、接着剤、塗料、ワニス、マーキング材料、防錆油、グリス、含浸油等)
(6) 補修用部品(出荷済み製品の補修部品のうち弊社が指定するもの)
(7) ミネベアグループが購入する顧客指定品(顧客との契約等により対応を取決める)
(8) 上記以外で対応が必要な部品等

### 2-2. 製品の適用範囲

(1) ミネベアグループで設計・製造し販売する製品
(2) ミネベアグループが設計・製造を委託し、ミネベアグループの商品として販売する製品
設計・製造の委託に関係する詳細は、委託先との契約書等により取り決める。

### 2-3. 管理要領適用対象外

以下の事項は、この管理要領の適用対象外とします。

(1) 航空、宇宙、交通・運輸、医療関連等の生命・安全に直接関連する製品に使用する部品等で弊社が指定するもの
(2) 欧州 RoHS・ELV 指令等で適用除外が認められている項目
(3) 顧客支給品
(4) 弊社顧客との契約等により、適用対象外とする製品
(5) ミネベアグループ内で使用する目的でミネベアグループが製造する設備類に使用する部品等で、代替技術の無いもの、安全性、信頼性が要求されるもので弊社が指定するもの
(6) 取引先様がミネベアグループへの納入時に部品等の輸送・保護に用いる包装・梱包材料
(7) 上記以外でミネベアグループが定めた事項

## 3. 用語の解説

この管理要領で使用している用語の解説です。

### 3-1. 含有

化学物質が添加、充填、混入、および付着により製品、部品等に残存することをいいます。
含有は、意図的使用であるか否かは問いません。

### 3-2. 不純物

天然素材中に含まれ、工業用材料として精製過程で技術的に除去できない化学物質、または精製過程や合成反応過程で生じ、技術的に除去しきれない化学物質をいいます。

### 3-3. 意図的使用

特定の特性、外観、性質、および品質を得るために、添加、充填等の意図的使用により製品、部品等に残存することをいい、不純物は意図的使用に含まれません。

### 3-4. 法規制値とミネベア規制値

法規制値: 法規制により使用禁止、または制限されている化学物質が含まれる場合の最大含有率、または含有量です。

ミネベア規制値: 意図的使用がなければ超えないと考えられる最大含有率、または含有量です。
ミネベア規制値は法規制値と同様に管理要領、または附属書に明記します。

法規制値、またはミネベア規制値が示されている場合は、不純物も含めた値で規制値以下でなければならない。また、規制値に数値が示されていない化学物質は意図的使用を禁止します。
規制値を閾値（いきち・しきいち）と言う場合が有りますが、同じ意味として使用します。

**3-5. 均質材料**

全てに均一な構成物、1つの材料で、ねじはずし、切断、粉砕、研削、研磨の工程など機械的な行為で、異なる材料に分解できない材料。
均質材料の例：プラスチック、セラミック、ガラス、金属、合金、紙、板(board)、樹脂、コーティング、（めっき、塗装）などをいいます。
出典：RoHS 指令（2011/65/EU）第3条「定義」、および RoHS 指令の FAQ 参照

**3-6. 使用禁止化学物質不使用証明書**

取引先様に使用禁止化学物質が意図的に使用されていない事、および法規制値、ミネベア規制値未満である事を証明して頂く文書です。

**3-7. 分析結果報告書**

分析結果報告書は、分析レポートの報告部位を構造図、材質構成表等により明確に、分かりやすくして頂くものです。

**3-8. 分析レポート**

分析機関が発行する分析レポートのコピーを言います。分析レポートの記載必要事項は別途定められています。 弊社として書式を定めているものが有りますが、取引先様に所定の書式が用意されている場合は、取引先様の書式で支障ありません。

**3-9. ISO/IEC17025 の認定取得機関**

「ISO/IEC17025 試験所および校正機関の能力に関する一般要求事項」(General requirements for the competence of testing and calibration laboratories)に適合していることを第三者機関により認証された分析機関をいいます。

**3-10. IEC 62321**

電気機械製品内の特定物質の定量（Determination of certain substances in electrotechnical products.）
IEC：国際電気標準会議（International Electrotechnical Commission）

**3-11. REACH 規則**

欧州化学物質規制「化学品の登録、評価、認可および制限に関する欧州議会および理事会規則 (EC) No 1907/2006」をいいます。（Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemical (EC) No1907/2006）

**3-12. SVHC（Substances of Very High Concern ：高懸念物質）**

REACH 規則 59 条の手続きにより定められる認可対象候補物質(SVHC)で、REACH 規則 57 条で規定される特性を有する物質から選定された物質です。

**3-13. ハロゲンフリー**

ハロゲンフリーとは部品等に含まれる塩素、臭素が各 0.09wt% (900mg/kg)未満で、塩素と臭素の合計が 0.15wt%(1500 mg/kg)未満のものをいう。ただしこの基準は業界団体の規格を引用しているために、弊社顧客要求との差異が生じる場合があります。その為、対象ハロゲンと規制値が異なる場合は、個別の対応をお願い致します。

**3-14. JAMP**

アーティクルマネジメント推進協議会(The Joint Article Management Promotion-consortium)をいいます。
ホームページ：http://www.jamp-info.com/

**3-15. JAMP 製品含有化学物質管理ガイドライン**

JAMP が提供する製品含有化学物質管理ガイドライン（チェックリスト含む）で、JIS Z 7201 製品含有化学物質管理 －原則及び指針等に準じて作成されています。

**3-16. JAMP AIS（アーティクルインフォメーションシート）**

JAMP が提供する、アーティクル（成形品）の製品含有化学物質情報を伝達するための情報伝達シートで、「質量」「部位」「材質」「管理対象法規に該当する物質の含有有無・物質名・含有量・成形品当たりの濃度」などの情報を記載し、情報伝達に使用します。

### 3-17. JAMP MSDSplus

JAMP が提供する、化学物質、調剤・混合物の含有化学物質情報を伝達するための情報伝達シートで、「法規等の名称」、管理対象物質の「含有有無」、「物質名」、「CAS 番号」、「濃度」などの情報を記載し、情報伝達に SDS(MSDS)と合わせて使用します。

### 3-18. CAS No.(CAS 番号)

米国化学会の CAS(Chemical Abstracts Service)が運営・管理する化学物質登録システムから、付与される化学物質に固有の数値識別番号。

## 4. 使用禁止化学物質

弊社が調達する部品等への使用および含有を禁止する化学物質は、ミネベアグループグリーン調達管理要領附属書(以下、附属書という)に記載致します。附属書に記載される使用禁止化学物質は「附属書Ⅰ　使用禁止化学物質」と、「附属書Ⅱ　顧客要求使用禁止化学物質」に分けて、使用禁止をお願い致します。
なお、製造工程で使用する化学物質(洗浄剤、離型剤、防錆剤等)で部品等に含有しない場合も禁止をお願いすることがあります。

### 4-1. 附属書　Ⅰ　使用禁止化学物質

国際条約、国内外の法規制、業界標準等により、広く製造、輸入、使用が禁止または制限されている化学物質で弊社製品に含有する可能性が考えられる化学物質です。
使用禁止化学物質は、以下を除き、即時使用禁止です。

(1) 適用除外:RoHS 指令、ELV 指令等で適用除外が設定されている
(2) 禁止期日が指定されている

規制対象欄には、化学物質の使用が禁止される用途を明記しています。
「カドミウムおよびその化合物」「鉛およびその化合物」には、弊社として対象毎に法規制値より、厳しい規制値を設定して管理を行っています。

### 4-2. 附属書　Ⅱ　顧客要求使用禁止化学物質

4-1.使用禁止化学物質以外で、主に顧客要求により禁止が要求されている化学物質を「附属書Ⅱ顧客要求使用禁止化学物質」として定めています。
なお、このリストには法規制物質であって適用対象が限定されている物質も含まれています。
附属書Ⅱ　顧客要求使用禁止化学物質の禁止要求は、弊社より図面、仕様書、個別要求書等でお願い致します。
また、附属書Ⅱ　顧客要求使用禁止化学物質に記載されていない、顧客の使用禁止化学物質の禁止要求も同様に対応し、個別にお願い致します。

### 4-3. 法規制の適用除外

法規制により適用除外が定められている場合は、その法規制から適用除外される。
代表的な適用除外がある法規制

(1) EU-RoHS (2011/65/EU) ANNEX Ⅲおよび ANNEX Ⅳ
(2) ELV 指令 (2000/53/EC) ANNEX Ⅱ

適用除外に期日が定められている場合は、定められた期日まで適応除外は有効ですが、顧客要求および弊社判断により期間を短縮する場合があります。
期間を短縮した場合は、個別に対応をお願い致します。

### 4-4. リサイクル樹脂の使用禁止

ミネベアグループでは、リサイクル材料として販売されている樹脂材料を一部または全部使用した部品等を弊社に納入することを禁止致します。
ただし、取引先様工程内で発生するリグラインド品(注記)を UL 規格の比率、または弊社指定比率内で混合して使用することは認められます。

注記 :リグラインド品とは、汚染していない製品またはスプルーやランナーのようなスクラップで、
取引先様工程内で使用するために破砕、粒状化等で再生したもの。
UL746D では、再生比率が指定されたものを除いて、最大 25%まで材料への混合が認められており、その範囲内であれば、UL の認定ランクが適用されます。

## 5. 附属書　Ⅲ 情報提供化学物質

使用禁止化学物質以外で、法規制、および業界標準等で情報伝達が必要とされ、サプライヤーおよびサプライチェーンを通じて、情報収集と提供をお願いする対象を附属書に「附属書Ⅲ　情報提供化学物質」として記載します。ただし、これら情報伝達をお願いする、法規制、および業界標準等に禁止物質が定められている場合には、その対象・用途について禁止と致します。

なお、「附属書Ⅲ　情報提供化学物質」以外にも、顧客要求により調査が必要な化学物質、または法規制等の変更・追加により調査が必要となった化学物質への対応をお願い致します。

## 6. 運用

### 6-1. 運用方法

(1) 弊社のグリーン調達活動は、この管理要領に従って部品等に含まれる化学物質の管理を行います。
実施に当たっては、弊社との取引基本契約書(含む付属契約書)の締結、または契約に類するもの、
購買仕様書(それに準ずる仕様書)の取り交わしを原則とします。

(2) 取引先様から提出して頂く各種の報告書、証明書、資料等により、弊社製品の遵法性、および顧客要求を満足していることを確認致します。

(3) この管理要領は国内外の関連法令、および弊社顧客の要求を満足する事を基本として作成されていますが、全ての関連法令、顧客要求が盛り込まれているものではありません。従って、この管理要領に定められていない事項は特別な要求として個別に対処し、取引先様に報告書、証明書、資料等の提出をお願い致します。

(4) この管理要領に定める法規制値、及び弊社規制値より、さらに厳しい規制値等を要求する弊社顧客要求には個別に対処し、取引先様に報告書、証明書、資料等の提出をお願い致します。

(5) 弊社は、取引先様の製品含有化学物質管理の運用・実施状況について、必要に応じて、監査(文書監査、または現地監査)を実施させて頂きます。監査は「JIS Z 7201　製品含有化学物質管理　－原則及び指針」に準じて作成された JAMP が提供する「製品含有化学物質管理ガイドライン」および、そのチェックシートに基づいて行います。

### 6-2. 化学物質情報の上流よりの入手

弊社への製品含有化学物質管理の確認と情報伝達のため、報告書、証明書、資料等の化学物質情報は
上流(素材、原材料メーカー)より入手し、弊社に提示頂きます様お願い致します。

### 6-3. 変更管理について

変更管理は、弊社品質管理の運用ルールにて行いますが、製品含有化学物質の変更は内容により、ご提出いただく資料が異なりますので、4M 変動など何らかの変更が生じる場合は変更前に弊社発注窓口に報告し、確認を得て下さい。

なお、製品含有化学物質管理においては取引先様の購入メーカー、材料(副資材を含む)、生産委託先、
生産工場、生産国の変更は、弊社承認が必須です。

### 6-4. 異常発生時、不適合発生時について

(1) 取引先様および貴社取引先で製品含有化学物質管理に関する異常や不適合が発生(軽微な内容を含む)した場合は、弊社発注窓口に速やかにご連絡下さい。

(2) 弊社または顧客における受入検査に於いて製品含有化学物質管理に関する異常や不適合が発生(軽微な内容を含む)した場合は、調査・確認の為の資料・情報提供、必要に応じ是正処置(原因の調査から再発防止まで)をお願い致します。

### 6-5. 汚染回避について

部品等の製造(反応、合成、接合、混練、成形、組立て等)では、混入・接触等による汚染防止対策を確実に実施するようにお願い致します。

また、金型、治工具、機械設備、および副資材等の汚染防止も同様に実施をお願い致します。

なお、使用禁止化学物質、およびそれらを含む原材料の同一建屋内での併行生産は禁止と致します。

やむをえず、同一建屋内で併行生産を行う場合は汚染防止を確実に実施する手段を講じ、「入荷・生産・
出荷」の全工程について独立した構成として下さい。

### 6-6. ご提出資料について

ご提出頂いた資料については、弊社顧客の依頼に対して必要な内容を開示致します。
従いまして、取引先様の企業秘密に関係する事項については、個別にご相談させて頂きますので、弊社発注窓口にご連絡下さい。

### 6-7. 管理要領に規定されていない要求について

弊社顧客より、この管理要領に規定されていない化学物質や、詳細な調査依頼については、別途個別に調査をお願い致します。
また、法規制等の改訂・追加、政府・行政機関より化学物質に関する調査依頼などで、新たに調査が必要となった場合も、別途調査をお願い致します。

### 6-8. 化学物質詳細リストについて

使用禁止化学物質が物質群で示されている物質について、一般的な化学物質に展開した「化学物質詳細リスト」を資料として準備しておりますが、このリストは全ての化学物質を網羅したものではありません。
JAMP の管理対象物質参照リストは、以下アドレスより入手可能です。

JAMP ダウンロードページ：http://www.jamp-info.com/list

## 7. 提出依頼資料関係

弊社のグリーン調達は、取引先様より提出していただく資料により、弊社顧客に対し製品含有化学物質管理が行われていることを証明することで成立しています。
製品含有化学物質管理の提出資料、情報伝達資料には使用禁止化学物質不使用証明書、分析結果報告書、分析レポート、REACH 規則 SVHC 調査、SDS(MSDS)、ミル・シート、コンポーネントシート等が有り、表 1、および表 2 に一覧として示します。
なお、記述内容および資料の詳細は 8 項および 9 項に記載します。

### 7-1. 資料提出時のお願い

(1) 弊社への提出資料は、指定された納期を守って提出してください。

(2) 資料の提出先は、資料提出を依頼した弊社資材部門にお願い致します。なお、同一部品についても、弊社の事業部毎に調査依頼が行われますので、お手数ですが個々の事業部へご回答下さい。

(3) 提出資料の送付は電子メール、電子ファイル等、電子化してお送り下さい。

a) 環境負荷化学物質含有調査表、分析結果報告書の提出はエクセルまたはワードを使用してください。
JAMP 書式の AIS、MSDSplus は、必ず XML 形式（拡張子"xml"ファイル）でお願いします。

b) 不使用証明書、不使用証明書リスト、分析レポート、SDS（MSDS）、ミル・シートを提出する場合は PDF ファイルを使用してお送り下さい。

c) FAX、郵送等での送付は、弊社担当までご相談下さい。

(4) 提出して頂く書式は、弊社の要求内容を満足していれば、取引先様書式で支障有りませんが、JAMP の AIS 書式での提出をお願いした場合は、必ず XML 形式のエクセルファイルでの提出をお願いします。
取引先様に書式のご用意が無い場合は、弊社書式を用意しておりますのでご利用下さい。
弊社顧客より、顧客書式での提出要求が有る場合は、別途ご連絡致します。
自動車関連部品で IMDS 登録をお願いする場合が有りますので、ご協力をお願い致します。

(5) その他のお願い

提出して頂く資料は、以下の様な工夫で、関連を分かりやすく、弊社での確認がしやすい方法で報告をお願いします。
また、PDF 等の提出資料は判読可能な鮮明なものを提出して下さい。

- 管理ナンバーを付け、リストを作成する。
- 名称やファイル名を統一する。
- 説明文等を作成し、添付する。

**表1 製品含有化学物質管理の提出資料**

| 提出資料の種類 | 使用禁止化学物質グループ別の提出資料および要件 | | | 書式提供 |
|---|---|---|---|---|
| | 附属書Ⅰ | 附属書Ⅱ | 附属書Ⅲ | |
| 使用禁止化学物質不使用証明書 | 必 須 | 弊社依頼 | 弊社依頼 | 取引先様・ミネベア |
| 分析結果報告書<br>分析レポート | RoHS 指令:必須<br>その他:顧客要求により個別依頼 | 顧客要求により個別依頼 | 顧客要求により個別依頼 | 取引先様・ミネベア<br>分析機関 |
| REACH 規則 SVHC 調査 | SVHC の最新情報伝達(附属書Ⅲ 情報伝達物質)<br>必須 | | | 取引先様・ミネベア |

**表2 製品含有化学物質管理の情報伝達資料**

| 報告対象 | 提出資料の種類 | 提出資料名 | | 書式提供 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 化学物質・混合物<br>(調剤) | 法規制情報 | MSDSplus | | JAMP | |
| | 安全情報:化学物質、混合物 | SDS(MSDS) | コンポーネントシート | 発行元 | 取引先様<br>ミネベア |
| | 製品情報:金属、合金、それら加工品 | ミル・シート<br>(検査成績証) | | 発行元 | |
| アーティクル<br>(成形品) | 法規制情報 | AIS | | JAMP | |
| | 100%成分情報を提出して頂く場合 | 環境負荷化学物質含有調査表 | | ミネベア | |
| | | 成分表・部品構成表・部品構成図 | | 取引先様 | |

## 8. 提出依頼資料関係の詳細

### 8-1. 使用禁止化学物質不使用証明書

使用禁止化学物質不使用証明書(以下、不使用証明書という)は取引先様に使用禁止化学物質が使用されていない事、法規制値またはミネベア規制値未満である事を証明して頂く証明書です。

不使用証明書は、附属書Ⅰ使用禁止化学物質を対象として、発行して頂きます。

附属書Ⅰ使用禁止化学物質で、法規制の適用除外となる場合は、物質名、部位、適用除外を受ける法的根拠を記入してください。

附属書Ⅰ使用禁止化学物質の不使用証明書の提出は必須と致します。

なお、対象となる部品等が多い場合には、部品等のシリーズとしての回答、対象品のリストを添付での対応も可能です。弊社では「不使用証明書リスト」を資料として用意しています。

### 8-2. 分析レポート

(1) 分析レポートの報告対象

分析レポートでの報告対象は、附属書Ⅰ使用禁止化学物質の RoHS(2011/65/EU) ANNEX Ⅱの物質とし、提出は必須と致します。

接着剤、塗料、インキ等の場合は、乾燥した状態(弊社製品に含有する状態)で分析した結果を報告して下さい。(対象部位と分析項目は表3を参照して下さい)

なお、包装・梱包材料については、対象の包装・梱包材料毎に個別に依頼いたします。

**表3 均質材料毎の分析レポートの対象部位と分析項目( ○は対象 )**

| 部品等の対象部位 \ 分析項目 | Cd | Pb | $Cr^{6+}$ | Hg | PBB | PBDE | フタル酸エステル |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| プラスチック樹脂(ゴムを含む)、インキ、顔料、染料、塗料、グリス、油脂、接着剤等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 金属、合金、めっき、セラミック、ガラス等 | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — | — |
| 包装・梱包材料 | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — | — |

⑵ 分析関連提出資料

以下の書類をセットにして提出してください。

⒜ 構造図・材質構成表

分析した部位を明確にするため部品の内部の状態がわかる構造図、構造図と関連付けた材質構成表

構造図、材質構成表のフォームは任意とします。

なお 部品等が単一素材:原材料、ペレット、フィルム・シート類(積層されたものは除く)等の場合は、構造図・材質構成表は不要です。

⒝ 分析結果報告書:任意ですが、弊社より依頼した場合、報告対象の形状が複雑で、分析レポートのみでは正しく部位が特定出来ない場合等に構造図・材質構成表と合わせて提出してください。

⒞ 分析レポート:⑸ の分析レポートの必要記載事項を満足した、鮮明な PDF で提出してください。

⑶ 分析結果報告書と分析レポートの有効期限と更新管理

分析結果報告書と分析レポートの有効期限は、測定日から1年以内とします。1年毎の更新をお願い致します。1 年毎の更新管理が行えない場合は、更新管理を行えない理由を正式な文書(見解書、理由書等)として提出してください。

提出頂いた理由等を検討の上、弊社担当よりご連絡させて頂きますので、その指示に従って対応をお願い致します。

⑷ 分析レポートの言語

分析レポートの言語は英語または日本語とします。提出された分析レポートが日本語の場合は、別途英語版の提出を依頼する場合があります。

⑸ 分析レポートの必要記載事項

分析レポートには次の事項を記載してください。

- サンプルの名称(均質材料毎に提出資料と関連付けが出来る名称とする)
- 前処理方法:Sample preparation method (公定法の名称、公定法と異なる場合はその方法)
- 測定方法:Measurement method (測定法名あるいは公定法名)
- 分析機関の名称、社印
- 分析機関の責任者と測定者の氏名および署名
- 発行日、測定日
- 測定結果(不検出、N.D.:not detectable の場合は、定量下限値を記載)
- 分析フローチャートの添付 サンプリング、前処理操作、測定操作など分析のフローを記載したもので、書式4の分析フローチャート記載例を参考に作成してください。
- 溶解による前処理を行った場合、分析サンプルが完全に溶解した事の記載(分析フローチャートに記載しても良い)
- サンプルの写真(測定サンプル、測定部位等が判別できる鮮明なもの)

⑹ ISO/IEC17025 の認定取得機関による分析レポートの提出

弊社顧客要求により ISO/IEC17025 の認定取得機関による分析レポートの提出をお願いする場合は、個別に依頼致します。

⑺ 分析方法と分析機関の指定

欧州 RoHS 指令物質の分析方法は IEC 62321 の最新版に準拠した分析方法と致します。この分析方法が可能な分析機関に依頼してください。

なお 弊社顧客の要求により、分析機関および分析方法が指定される場合があります。必要時に個別に依頼致します。

提出用の分析データとしては、蛍光X線(XRF)分析法によるスクリーニング分析は認められません。

⑻ 分析結果報告書の再提出依頼

弊社または弊社顧客の受入れ検査において、規制値を超える値が検出され不適合となった場合は、再分析を行い分析結果報告書および分析レポートの提出をお願いします。必要時に個別に依頼致します。

⑼ RoHS(2011/65/EU) ANNEX Ⅱ 以外の分析レポートの提出依頼

弊社顧客要求により、RoHS(2011/65/EU) ANNEX Ⅱ 以外の分析レポートの提出をお願いする場合があります。必要時に個別に依頼致します。

(10) 分析レポートの入手方法

分析レポートは、この管理要領または同等の要求により供給元に依頼して入手してください。

**8-3. REACH 規則 SVHC 調査**

SVHC 物質は、EHCA(欧州 REACH 局)により随時追加されるため、最新情報の提供をお願いします。
なお、SVHC の情報提供は必須と致します。
情報提供は、9 項の情報提供化学物質の情報伝達資料を活用して、最新情報が記載された取引先様書式、JAMP 等の書式、または弊社書式でお願いします。

## 9. 製品含有化学物質の情報伝達

弊社への情報提供化学物質の情報伝達は、JAMP の情報伝達シート、取引先様の情報伝達資料、および弊社書式を使用して提出をお願いします。
取引先様のホームページ等を使用しての情報伝達(提出)を行う場合は、個別ご相談させて頂きます。

**9-1. JAMP の情報伝達シート**

(1) MSDSplus:化学物質・混合物(調剤)
(2) AIS:アーティクル
JAMP が無償で提供する最新版のツールを使用して情報伝達をお願いします。

**9-2. JAMP ツールの使用上のお願い**

JAMP 書式の MSDSplus、AIS はそれぞれ JAMP が作成した「作成の手引き」「操作説明書」等により作成して下さい。

**9-3. JAMP 書式のファイル形式**

JAMP 書式の MSDSplus、AIS は必ず XML ファイル形式で提出して下さい。

**9-4. SDS(Safety Data Sheet) ・MSDS(Material Safety Data Sheet)**

化学薬品、樹脂、接着剤、顔料、塗料、インキ等の場合、メーカーより SDS(MSDS)が発行されていますので、入手し提出して下さい。

**9-5. ミル・シート(検査成績証)**

金属、合金、その加工品等の場合は、メーカーよりミル・シート(検査成績証)が発行されていますので、入手し提出してください。

**9-6. コンポーネントシート**

複数の部品で構成している複雑なコンポーネントの場合、SDS(MSDS)、ミル・シート、その他報告資料を構成部位名称と資料№.等で関連付けた、弊社書式のコンポーネントシートの作成、又は同等の取引先様資料の提出をお願いする場合が有ります。

**9-7. 環境負荷化学物質含有調査表**

弊社書式の「環境負荷化学物質含有調査表」による原材料、部品等の化学物質名等の情報伝達をお願いいたします。「環境負荷化学物質含有調査表」では、100%の成分情報伝達をお願い致します。
また、「環境負荷化学物質含有調査表」に変えて、9-8 項による成分情報伝達も可能です。
100%の成分情報伝達が出来ない場合は、弊社発注窓口にご相談下さい。
なお、弊社書式の「環境負荷化学物質含有調査表」および記入例は、弊社発注窓口より提供致します。
また、弊社ホームページからも入手可能です。

**9-8. 成分表、部品構成表、部品構成図**

取引先様書式の「成分表」「部品構成表」「部品構成図」等による原材料、部品等の化学物質名等の情報伝達が可能です。これら情報伝達資料では、100%の成分情報伝達をお願い致します。
100%の成分情報伝達が出来ない場合は、弊社発注窓口にご相談下さい。

**9-8-1. 成分表**

原材料(鋼材、樹脂ペレット、はんだ、接着剤、塗料、ワニスなど)の場合に含有する成分の化学物質名、含有量(含有率)、CAS No. (CAS 番号)、用途(目的)等を記載した表です。

**9-8-2. 部品構成表**

部品等(電気・電子部品、機構部品、半導体デバイス、プリント配線板など)の場合に構成情報と原材料の成分情報の関係を明確にする表で、部品等を構成する原材料毎に原材料名称、化学物質名、含有量

（含有率）、CAS No. （CAS 番号）、用途（目的）、および適用除外の有無（有りの場合はその内容）等の情報を記載した表です。

#### 9-8-3. 部品構成図

部品構成表の部品の位置関係を判断しやすくする図。
部品構成表・成分表の組み合わせでは、関係が判断できない場合に提出をお願いします。
部品の位置関係が分かれば、カタログ、略図等で支障ありません。

### 9-9. 取引先様書式での提出

取引先様等の書式で提出頂く場合は、JAMP ツールの MSDSplus、AIS、および弊社書式の「環境負荷化学物質含有調査表」と同等の内容で作成された、情報伝達資料の提出をお願いします。

## 10. 包装・梱包材料に関する事項

弊社が購入する包装・梱包材料については、附属書の「附属書Ⅳ　包装・梱包材中の重金属規制」に従ってください。
取引先様がミネベアグループへの納入時に部品等の輸送・保護に用いる包装・梱包材料は、管理対象外です。
ただし、弊社内での包装・梱包材料のリサイクル、廃棄物処理を円滑に行うため、次の事項を守ってください。
・重金属はカドミウム、鉛、六価クロム、水銀の合計が 100mg/kg(ppm)未満としてください。
・プラスチックテープ、金属ステープル（大型ホッチキス）は使用しないでください。
・発泡スチロールは使用しないでください。（通い箱は除く）ただし、部品等の保護のため必要な場合は、弊社担当にご連絡ください。
・PVC 製の包装・梱包材は使用しないでください。（通い箱は除く）

## 11. 最新情報の入手

弊社のグリーン調達に関する最新情報は、ホームページに掲載されます。
ホームページには、管理要領、管理要領附属書（使用禁止・情報提供化学物質）、附属資料、附属書式等の最新版が、掲載されています。
また、今後の変更・修正・追加も弊社ホームページに掲載されます。
掲載された変更・修正・追加の内容は、指定された期日をもって有効となります。
グリーン調達関連の各資料は、弊社ホームページのトップページバナーの「ホーム＞企業・IR・採用＞会社情報＞資材調達＞グリーン調達」を選択して頂ければ入手することが出来ます。
参考：「グリーン調達」のアドレス
ホームページアドレス： http://www.minebea.co.jp/corp/company/procurements/green/index.html